

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

平成27年10月2日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 開発建設部長 小平田 浩司

1. 当該招請の主旨

沖縄県内に分布するサンゴ礫混じり土における港湾構造物基礎の合理的な設計のために、最新の研究成果等を基にサンゴ礫混じり土の力学挙動の解明を行い、更にサンゴ礫混じり土調査・設計マニュアルの改訂に資する評価手法の高度化研究を行う。

本業務の実施にあたっては、次の特殊な技術力を有し、自在に駆使することができる能力を有している必要があることから、3. の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人と当該応募者に対してプロポーザル方式による提案書の提出を要請する予定である。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法人との契約手続きに移行するものとする。

2. 業務の概要

1) 業務名

サンゴ礫混じり土における評価手法高度化研究委託

2) 業務目的

本業務は、沖縄県内に分布するサンゴ礫混じり土における港湾構造物基礎の合理的な設計のために、最新の研究成果等を基にサンゴ礫混じり土の力学挙動の解明を行い、更にサンゴ礫混じり土調査・設計マニュアルの改訂に資する評価手法の高度化研究を行うものである。

3) 業務内容

| | |
|-----------------------|-----|
| サンゴ礫混じり土における評価手法高度化検討 | 1 式 |
| 協議・報告 | 1 式 |
| 業務完成図書 | 1 式 |

4) 履行期限

契約締結日の翌日 ～ 平成28年3月23日

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 沖縄総合事務局における平成27・28年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 参加意思確認書の提出期限の日から開札の時までの期間に沖縄総合事務局長から土木

建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

- ⑤ 本業務に係る申込者は、別途発注済みの「管内港湾技術審査補助業務（受託者：（一財）港湾空港総合技術センター）」の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。また、上記業務における担当技術者の出向元又は派遣元及び出向元又は派遣元と資本面、人事面において関連がある者でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局開発建設部発注業務から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

以下の3要件をすべて満たしていること。

- ① サンゴ礫混じり土調査・設計マニュアル改訂に資する、複数年にわたる継続的な研究実績を有していること。
- ② サンゴ礫混じり土調査・設計マニュアル改訂に資する、サンゴ礫混じり土の力学特性における評価手法の高度化に関する研究実績を有していること。
- ③ 沖縄県内で採取した高品質サンプリングの試験結果を基に、データ分析を行った研究実績を有し、且つその結果を対外的に論文発表を行っている実績を有していること。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号
沖縄総合事務局 開発建設部 管理課 契約第二係
電話 098-866-0031（内線2528）
FAX 098-861-3654

(2) 業務説明書の交付期間、場所及び方法

平成27年10月2日から平成27年10月22日まで(1)に同じ場所で配布。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成27年10月22日 17時15分 (1)と同じ場所に郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）又は持参により提出する。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限については、別途通知する。
- (4) 沖縄総合事務局における平成27・28年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格申請書を受理されていない場合も参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定されるためには技術提案書の提出の時に、一般競争参加資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は、業務説明書による。